住所　東京都板橋区大谷口１丁目１番13号
　アハマド・ガラーウィンジ　昭和60年１月23日生
住所　名古屋市千種区今池３丁目４番18号
　孫燕　昭和47年７月21日生
住所　大阪府柏原市法善寺３丁目483番地１
　李在揆　昭和32年１月９日生
住所　大阪府門真市打越町23番20号
　鄭桂依子　昭和57年10月９日生
住所　大阪市阿倍野区丸山通２丁目３番20号
　金貞良　昭和30年４月21日生
住所　大阪府八尾市相生町３丁目３番10―203号
　金卓司　昭和61年11月３日生
住所　東京都江東区佐賀１丁目12番11号
　王静児　昭和52年２月７日生
住所　東京都文京区千石３丁目29番22号
　谷箏　昭和59年３月１日生
　陸涵羽　平成22年10月10日生
　陸秋実　平成26年８月24日生
住所　横浜市旭区鶴ヶ峰本町２丁目18番９号
　蔡婧　昭和59年８月17日生
住所　東京都港区台場１丁目３番２―2903号
　王寒　昭和58年１月24日生
住所　神戸市兵庫区吉田町２丁目40番15―701号
　金翔一　昭和51年12月１日生
住所　神戸市北区緑町６丁目30番23号
　康盛玉　昭和42年12月30日生
住所　神戸市長田区神楽町３丁目４番20号
　朴芳隆　昭和37年12月２日生
　朴昌美　昭和43年８月５日生
住所　愛知県刈谷市南沖野町２丁目１番地19
　朴圭扶　昭和63年５月13日生
住所　東京都荒川区南千住３丁目41番７―802号
　鄭鳳萍　昭和55年３月15日生
住所　岡山市北区青江４丁目20番34号
　鄭修司　平成７年10月６日生
住所　千葉県匝瑳市八日市場ホ215番地９
　鄭楊林　昭和56年４月２日生
住所　埼玉県新座市東北２丁目26番16号
　アミヌル・アラム　昭和54年５月２日生
　カジ・マヘラ・ジャビン　昭和59年11月16日生
　マンハ・アラム　平成25年６月30日生
住所　埼玉県草加市新里町1422番地
　李愛子　昭和58年11月23日生
住所　愛知県岡崎市仁木町字三越48番地
　高初子　昭和19年６月15日生
住所　大阪府高槻市真上町５丁目48番19号
　都里美　昭和40年７月27日生
　白理熙　平成12年８月25日生
　白ソギュ　平成16年６月15日生
住所　東京都新宿区西早稲田２丁目２番５―805号
　タニア・ホサイン　昭和51年７月３日生
　ラニア・アディタ・カン　平成28年７月15日生
住所　東京都荒川区南千住１丁目32番12―802号
　太美玉　昭和56年３月８日生
住所　東京都東大和市清水２丁目809番地６
　ジャービー・アンジェリ・ヴ・フワン・セザー
　平成３年９月10日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区山崎159番地20
　池友恵　昭和63年11月１日生
住所　兵庫県西脇市上野55番地
　姜泰植　平成３年４月４日生
住所　三重県鈴鹿市野町東２丁目２番７号
　ユミ・ニ　平成３年４月10日生
住所　千葉市美浜区高洲３丁目10番４―1301号
　劉慧　昭和55年５月27日生
住所　滋賀県大津市瀬田１丁目18番23号
　裵秉秀　昭和47年２月16日生
住所　大阪市住吉区苅田３丁目14番20―502号
　尹康輝　平成５年１月23日生
住所　福岡市中央区天神３丁目７番22―316号
　姜智浩　平成３年３月28日生

○外務省告示第七十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十九年二月十六日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十九年三月七日　外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成29年２月16日	2016年４月５日	ＴＲ5874950

○外務省告示第七十七号

平成二十九年二月十六日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成二十年十月二十二日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったハイデラバード外環道路建設計画（フェーズ２）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十二年二月二十五日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十九年三月七日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十八号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、別表中欄の日に行われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十九年三月七日　外務大臣　岸田　文雄

取極	日口の贈与の供与期限の延長の交換の口上書付	供与期限後の贈与の延長
換関ザンシバル・マリンディ港二改修計画の実施のための日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の贈与に関する交換公文（平成二十六年三月十一日付共同））	平成二十九年二月十七日	平成三十三年二月十八日

○農林水産省告示第三百三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年三月七日　農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年三月七日　農林水産大臣　山本　有二

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

一	豚丹毒ワクチン	940,100	23,800	10	2	一を
二	豚丹毒ワクチン	940,100	23,800	10	2	二に
	イリオウイルス病・β溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン	754,400	23,800	9	2	

改める。